相続税のあらまし

○ この「相続税のあらまし」は、相続税の仕組みについて、簡単に説明したものです。

 日続税に関する詳細な情報等を確認したい場合は、国税庁ホームページ [<u>https://www.nta.go.jp</u>]の

 「確定申告等情報」の「相続税」ページをご覧ください。

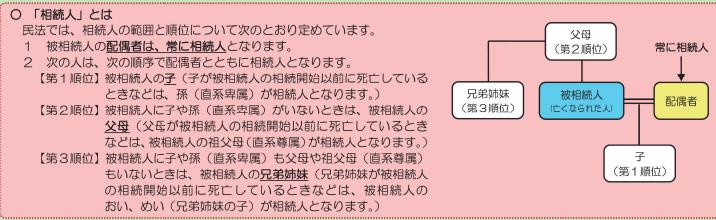
また、「相続税」ページで公開している「<u>相続税の申告要否判定コーナー</u>」は、法定相続人の数や個別の 財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告のおおよその 要否を判定することができますので、是非ご利用ください。 申告要否判定コーナー



被相続人から相続などによって「財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額」(次ページの「3 相続 税が課される財産」の価額の合計額から「4 相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用」の金額の合計 額を差し引いた金額)が、「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、その財産を取得した人は、相続税の申告 をする必要があります。

「遺産に係る基礎控除額」 = 3,000万円 + (600万円×法定相続人の数[※])

※ 「法定相続人の数」は、相続人のうち相続の放棄をした人があっても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいますが、 被相続人に養子がいる場合に法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人(実子がいないときは2人)までとなります。



この「相続税のあらまし」は、令和6年4月1日現在の法令等に基づき、原則として、令和6年12月31日までに亡くなられた人に係る相続税について説明したものです。

2 相続税の申告と納税

相続税の申告をする必要がある場合には、相続の開始があったことを知った日(通常の場合は、被相続人が亡くなった日)の翌日から10か月目の日までに、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出するとともに、納付税額が算出される場合には、納税しなければなりません。

例えば、1月6日に死亡した場合にはその年の11月6日が相続税の申告期限になります(申告期限の日が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が申告期限となります。)。

申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として加算税及び延滞税がかかりますのでご 注意ください。

- (注)1 相続税の申告の必要がない場合でも、相続時精算課税を適用した財産について既に納めた贈与税がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。この還付を受けるための申告書は、相続開始の日の翌日から起算して5年を経過する日まで提出することができます。
 - 2 納期限(申告期限)までに金銭で一時に納付することが困難な事由がある場合には、例外的な納付方法である延納又は物 納が認められています(国税庁ホームページに、詳しい手続等を記載した「相続税・贈与税の延納の手引」又は「相続税の 物納の手引」【<u>https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/enno-butsuno/01.htm</u>】を掲載していますので、ご覧ください。)。

3 相続税が課される財産

(1) 被相続人が亡くなった時点において所有していた財産

①土地、②建物、③株式や公社債などの有価証券、④預貯金、⑤現金などのほか、金銭に見積もることができる全ての財産が相続税の課税対象となります。そのため、日本国内に所在する財産のほか、日本国外に所在する財産も相続税の課税対象となります。

なお、財産の名義にかかわらず、被相続人の財産で家族の名義となっているものなども相続税の課税 対象となります。

(2) みなし相続財産

被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」や「退職金」などは、相続などによって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。

ただし、「生命保険金」や「退職金」のうち、一定の金額*までは非課税となります。

※「一定の金額」とは、「生命保険金」及び「退職金」の区分ごとに、次の算式によって計算した金額です。

(算式) 500 万円 × 法定相続人の数 × その相続人の取得した保険金等の合計額 相続人全員の取得した保険金等の合計額

(3) 被相続人から取得した相続時精算課税適用財産

被相続人から生前に贈与を受け、贈与税の申告の際に相続時精算課税を適用していた場合、その財産 は相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の 課税価格に加算します。

※ 令和 6 年 1 月 1 日以後の贈与により取得した相続時精算課税適用財産については、贈与を受けた年分ごとに、相続時精算課税適用財産 の贈与の時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額を加算します。

(4) 被相続人から相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産

被相続人から相続などによって財産を取得した人が、被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から 贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の 時の価額を相続税の課税価格に加算します。

4 相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用

被相続人の「債務」と被相続人の葬式に際して相続人が負担した「葬式費用」は、相続財産の価額から差し引かれます。

差し引くことができる債務には、借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった税金で、まだ納めていなかったものも含まれます。

また、葬式費用とは、①お寺などへの支払、②葬儀社などへの支払、③お通夜に要した費用などです。 なお、墓地や墓碑などの購入費用、香典返しの費用や法要に要した費用などは、葬式費用に含まれません。

(1) 不動産

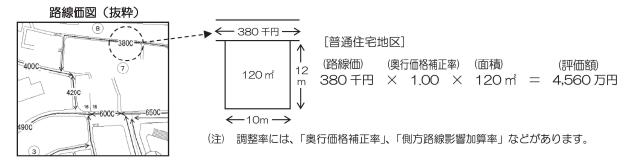
イ宅地

宅地の評価方法には、【路線価方式】と【倍率方式】があります。

【路線価方式】

路線価が定められている地域の評価方法です。路線価とは、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことで、「路線価図^{*}」で確認できます。

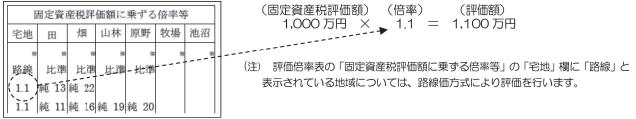
宅地の価額は、原則として、路線価をその宅地の形状等に応じた調整率*で補正した後、その宅地の面積を掛けて計算します。



【倍率方式】

路線価が定められていない地域の評価方法です。宅地の価額は、原則として、その宅地の固定資 産税評価額(都税事務所や市(区)役所又は町村役場で確認してください。)に一定の倍率(倍率は 「評価倍率表*」で確認できます。)を掛けて計算します。

評価倍率表(抜粋)



※ 「路線価図」や「評価倍率表」は、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」【<u>https://www.rosenka.nta.go.jp</u>】 で確認することができます。

また、「調整率」に関する具体的な数値については、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」の「評価明細書・ 調整率表」【<u>https://www.rosenka.nta.go.jp/docs/meisai_frm.htm</u>】で確認することができます。

口 建物

原則として、固定資産税評価額(都税事務所や市(区)役所又は町村役場で確認してください。) により評価します。

(注) 令和6年1月1日以後に相続などにより取得した「居住用の区分所有財産」(いわゆる分譲マン ション)については、宅地(敷地利用権)及び建物(区分所有権)の価額に一定の補正をして評価 する場合があります(詳しくは、国税庁ホームページに「『居住用の区分所有財産』の評価が変わ りました」【<u>https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/OO23O11-O4O_O1.pdf</u>】を 掲載していますので、ご覧ください。)。



「居住用の区分所有財産」 の評価が変わりました

(2)上場株式

原則として、次のイから二までの価額のうち、最も低い価額により評価します。

- イ 相続の開始があった日の終値
- ロ 相続の開始があった月の毎日の終値の月平均額
- ハ 相続の開始があった月の前月の毎日の終値の月平均額
- 二相続の開始があった月の前々月の毎日の終値の月平均額

(3)預貯金

原則として、相続開始の日現在の預入残高と相続開始の日現在において解約するとした場合に支払を 受けることができる既経過利子の額との合計額により評価します。

ただし、定期預金、定期郵便貯金及び定額郵便貯金以外の預貯金については、相続開始の日現在の既 経過利子の額が少額なものに限り、相続開始の日現在の預入残高で評価します。

6 相続税の計算(具体例)



【参考】税理士をお探しの方へ

日本税理士会連合会ホームページ内の税理士情報検索サイト【<u>https://www.zeirishikensaku.jp</u>】 で税理士及び税理士法人を検索することができます。

なお、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士等でない者は、他人の求めに応じて行ってはならないとされています。 税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」に税理士業務を 依頼した場合、税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください!

【参考】相続税 e-Tax 特設サイト

- 相続税の申告書は、e-Tax(電子申告)で提出(送信)することができます。
- e-Tax で提出するためには「利用者識別番号」が必要です。 「利用者識別番号」の確認方法又は新たに「利用者識別番号」を取得する方は、 「<u>相続税 e-Tax 特設サイト</u>」に掲載しているリーフレット「<u>相続税申告は e-Tax をご利用</u> ください」をご参照ください。
- 〇 相続税の申告を税理士に依頼される場合、申告する方全員の「利用者識別番号」を税理士 へお伝えください。





相続税e-Tax 特設サイト